

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、千葉県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和7年11月6日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

別記

①社会医療法人千葉県勤労者医療協会運営施設

- ・船橋二和病院
千葉県船橋市二和東5-1-1
- ・千葉健生病院
千葉市花見川区幕張町5-392-3
- ・市川市民診療所
千葉県市川市大洲4-10-21
- ・稲毛診療所
千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3
- ・北部診療所
千葉市稲毛区天台3-4-5
- ・花園診療所

千葉市花見川区花園 2 - 8 - 2 3

②医療法人社団青光会 今井町診療所

千葉市中央区白旗 2 - 4 - 1 0

③いちはら協立診療所

千葉県市原市君塚 2 - 1 7 - 7

④東葛病院

千葉県流山市中 1 0 2 - 1

⑤成田赤十字病院

千葉県成田市飯田町 9 0 番地 1

⑥千葉ろうさい病院

千葉県市原市辰巳台東 2 - 1 6

⑦独立行政法人国立病院機構運営施設

・千葉医療センター

千葉市中央区椿森 4 - 1 - 2

・千葉医療センター千葉東病院

千葉市中央区仁戸名町 6 7 3

・下総精神医療センター

千葉市緑区辺田町 5 7 8

・下志津病院

四街道市鹿渡 9 3 4 - 5

⑧医療法人社団柏水会 初石病院

柏市西原 7 - 6 - 1